

介護保険法に規定する第一号通所事業

デイサービスセンター リハビリいっぽ運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社夢工房が開設する デイサービスセンター リハビリいっぽ(以下「事業所」という。)が行う介護保険法に規定する第一号通所事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援状態及び事業対象者にある高齢者に対し、適正な介護保険法に規定する第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護保険法に規定する第一号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター リハビリいっぽ
- ② 所在地 愛知県一宮市萩原町串作字天井46番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務1名(介護職員 1・2・3単位目と兼務1名))

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。事業所に対する介護保険法に規定する第一号通所事業の利用の申し込みに係る調整、通所事業計画の作成等を行う。

生活相談員 4名(常勤専従2名、常勤兼務2名(介護職員1・2単位目と兼務1名、介護職員2・3単位目と兼務1名))

生活相談員は、事業所に対する介護保険法に規定する第一号通所事業の利用の申し込みに係る調整、通所事業計画の作成補助等を行う。

- ② 従業者

・1単位目

看護職員 4名(非常勤兼務4名(2・3単位目と兼務4名))

介護職員 13名(常勤兼務4名(2・3単位目と管理者と兼務1名、2単位目と生活相談員と兼務1名、2・3単位目と兼務2名)、非常勤兼務9名(2単位目と兼務1名、2・3単位目と兼務8名))

機能訓練指導員 7名(常勤専従1名、非常勤兼務6名(2・3単位目と兼務6名))

・2単位目

看護職員 6名(非常勤専従1名、非常勤兼務5名(1・3単位目と兼務4名、機能訓練指導員2単位目と兼務1名))

介護職員 15名(常勤兼務6名(1・3単位目と管理者と兼務1名、1単位目と生活指導員と兼務1名、3単位目と生活相談員と兼務1名、1・3単位目と兼務2名、3単位目と兼務1名)、非常勤兼務9名(1単位目と兼務1名、1・3単位目と兼務8名))

機能訓練指導員 12名(常勤兼務1名(3単位目と兼務1名)、非常勤専従4名、非常勤兼務7名(1・3単位目と兼務6名、看護職員2単位目と兼務1名))

・3単位目

看護職員 4名(非常勤兼務4名(1・2単位目と兼務4名))

介護職員 13名(常勤兼務5名(1・2単位目と管理者と兼務1名、2単位目と生活指導員と兼務1名、1・2単位目と兼務2名、2単位目と兼務1名)、非常勤兼務8名(1・2単位目と兼務8名))

機能訓練指導員 7名(常勤兼務1名(2単位目と兼務1名)、非常勤兼務6名(1・2単位目と兼務6名))

従業者は、介護保険法に規定する第一号通所事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、土曜日については2単位目のみ営業とする。(年末年始12月30日から1月3日を除く。)

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。(月曜日から金曜日)
午前8時30分から午後12時30分まで。(土曜日)

③ サービス提供時間

1単位目 午前8時50分から午後4時10分まで。

2単位目 午前8時50分から午後0時まで。

3単位目 午後1時から午後4時10分まで。

(介護保険法に規定する第一号通所事業の利用定員)

第6条 介護保険法に規定する第一号通所事業の利用定員は次のとおりとする。(通所介護利用定員を含む)

1単位 28名

2. 3単位 28名

(介護保険法に規定する第一号通所事業の内容及び利用料等)

第7条 介護保険法に規定する第一号通所事業の内容は次のとおりとし、介護保険法に規定する第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市町村長の定める要綱上の額とし、当該介護保険法に規定する第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、市町村長の定める要綱上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

① 食事の提供(1単位目は基本提供、2・3単位目は希望者のみ提供、土曜日は提供なし)

② 入浴(月曜日から金曜日)

③ リハビリテーション(日常生活動作訓練)

④ 健康チェック

⑤ 送迎

・第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護保険法に規定する第一号通所事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、10キロ未満300円10キロ以上600円徴収する。

・食費は、680円を徴収する(おやつ代含む)。(1単位目は食事提供、2・3単位目については希望者のみ提供)

・おやつ代は50円とする。(食事提供が無い方で、月曜日から金曜日の1・2・3単位目に提供する場合)

・コーヒー、紅茶代として別途100円徴収する。(希望者のみ)(共通)

・娯楽日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

・おむつ代は、自費徴収する。

・上記以外にも必要に応じて、追加実費負担をしていただく事があります。

・前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、一宮市、稲沢市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

・生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回

・従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

・従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

・この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社夢工房と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。